

10. 教職課程の単位修得

(1) 教職に関する科目

本学の「教職に関する科目」とその単位数は下表のとおりである。

授業科目は11. 開講科目一覧表（1）教職に関する科目（p.28）を参照のこと。

		教育職員免許法施行規則に定められた科目	本学での開講科目名	単位数	
第一欄	教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項		中学1種	高校1種
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、サービス及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等	教職概論	2	2
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理Ⅰ	2	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育心理学	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育原理Ⅱ	2	2
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	2	2
		特別活動の指導法	特別活動論	2	2
		各教科の指導法	**教科教育法	6 (8) 注1	4
		道徳の指導法	道徳教育の研究	2	
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法学	2	2
第五欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒の指導の理論及び方法	学校カウンセリングⅡ	2	2
		進路指導の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	学校カウンセリングⅠ	2	2
第六欄	総合演習		総合演習	2	2
第六欄	教育実習		教育実習Ⅰ	1	1
			教育実習Ⅱ	2	2
			教育実習Ⅲ	2	
			合 計	33 (35) 注1	27

注1. 「数学」、「社会」、「英語」、「理科」は教科教育法が8単位必修となり、教職に関する科目は35単位必要。

1) 「教職に関する科目」履修上の注意

- ① 「教職に関する科目」はすべて学科科目として履修登録すること。
- ② 「教職に関する科目」について同一科目名の重複履修は認められない（担当教員が異なっても不可）。
- ③ 「教職に関する科目」が卒業要件に含まれるか否かは各学科によって異なる。「教育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は全学科において卒業要件に含まれない。
- ④ 「工業」の免許状のみを取得しようとする場合は、「教職に関する科目」の単位（27単位）の全部、または一部を「教科に関する科目」の同数の単位の修得をもって替えることができる（免許法附則第13項）。すなわち、「工業」の「教科に関する科目」を61単位以上修得していればよい。本学でもこれを適用しているが、東京都教育委員会では、上記の場合もなるべく「教職に関する科目」（特に教育実習）を修得することを望む通達を出している。

2) 「教科教育法」の履修

各教科に必要な教科教育法科目は次のとおりである。

() 内の数字は単位数を示す。

免許状の種類 免許状の教科	中 学 1 種 [必要単位数 6 単位または 8 単位]	高 校 1 種 [必要単位数 4 単位]
国語	国語科教育法Ⅰ (2) 国語科教育法Ⅱ (2) 国語科教育法Ⅲ (2)	国語科教育法Ⅰ (2) 国語科教育法Ⅱ (2)
社会	社会科教育法 (2) 社会科・地歴科教育法Ⅰ (2) 社会科・地歴科教育法Ⅱ (2) 社会科・公民科教育法Ⅰ (2) 社会科・公民科教育法Ⅱ (2) のいずれか 4 科目 計 8 単位 必修	
地理歴史		社会科・地歴科教育法Ⅰ (2) 社会科・地歴科教育法Ⅱ (2)
公民		社会科・公民科教育法Ⅰ (2) 社会科・公民科教育法Ⅱ (2)
福祉		福祉科教育法Ⅰ (2) 福祉科教育法Ⅱ (2)
数学	数学科教育法Ⅰ (2) 数学科教育法Ⅱ (2) 数学科教育法Ⅲ (2) 数学科教育法Ⅳ (2)	数学科教育法Ⅰ (2) (選択) 数学科教育法Ⅱ (2) (選択) 数学科教育法Ⅲ (2) (必修)
理科	理科教育法Ⅰ (2) 理科教育法Ⅱ (2) 理科教育法Ⅲ (2) 理科教育法Ⅳ (2)	理科教育法Ⅰ (2) 左記科目から 2 科目 4 単位必修 理科教育法Ⅱ (2) 理科教育法Ⅲ (2) 理科教育法Ⅳ (2)
情報		情報科教育法Ⅰ (2) 情報科教育法Ⅱ (2)
工業		工業科教育法Ⅰ (2) 工業科教育法Ⅱ (2)
商業		商業科教育法Ⅰ (2) 商業科教育法Ⅱ (2)
英語	英文学科開講 英語科教育法Ⅰ (2) 英語科教育法Ⅱ (2) 英語科教育法Ⅲ (2) 英語科教育法Ⅳ (2)	英文学科開講 英語科教育法Ⅰ (2) 英語科教育法Ⅱ (2)
	英語学科開講 ・英語科教育法Ⅰ (2) は必修 ・英語科教育法Ⅲ (2), 英語科教育法Ⅳ (2) のいずれか 1 科目 ・履修していない科目で次のいずれかを 4 単位修得 英語科教育法Ⅱ (2) 英語科教育法Ⅲ (2) 英語科教育法Ⅳ (2) 英語科教育法 (4)	英語学科開講 英語科教育法Ⅰ (2) 英語科教育法Ⅱ (2) または 英語科教育法 (4)
ドイツ語	ドイツ語学特講Ⅱ (2) (ドイツ語科教育法Ⅰ a) ドイツ語学特講Ⅱ (2) (ドイツ語科教育法Ⅰ b) ドイツ語学特講Ⅱ (2) (ドイツ語科教育法Ⅱ)	ドイツ語学特講Ⅱ (2) (ドイツ語科教育法Ⅰ a) ドイツ語学特講Ⅱ (2) (ドイツ語科教育法Ⅰ b)

免許状の種類 免許状の教科	中 学 1 種 [必要単位数 6 単位または 8 単位]	高 校 1 種 [必要単位数 4 単位]
ドイツ語	ドイツ語科教育法 I-1 (2) ドイツ語科教育法 I-2 (2) ドイツ語科教育法 II (2)	ドイツ語科教育法 I-1 (2) ドイツ語科教育法 I-2 (2)
フランス語	フランス語科教育法 I (2) フランス語科教育法 II (2) フランス語科教育法 III (2)	フランス語科教育法 I (2) フランス語科教育法 II (2)
イスパニア語		イスパニア語科教育法 I (2) イスパニア語科教育法 II (2)
ロシア語		ロシア語科教育法 I (2) ロシア語科教育法 II (2)
ポルトガル語		ポルトガル語科教育法 I (2) ポルトガル語科教育法 II (2)
宗教	宗教科教育法 I (2) 宗教科教育法 II (2) 宗教科教育法 III (2)	宗教科教育法 I (2) 宗教科教育法 II (2)

- ① 取得する免許教科，入学年次，所属する学科に応じて教科教育法を履修すること。中学と高校で必要な単位数は異なる。
- ② 2教科以上の免許状を取得するには，それぞれの教科教育法を修得する必要がある。
- ③ 英文学科，英語学科の学生が履修する「英語科教育法」は，自学科の開講科目を履修すること。英文学科，英語学科以外の学生が履修する「英語科教育法」は，英文学科，英語学科の開講科目のどちらかを履修してもよいが，必要な単位はすべて同一学科の開講科目で修得すること。

3) 教育実習の履修

教育実習に関するガイダンス，手続，履修に関することは，4. 教育実習 p.11～を参照すること。

- ① 教育実習を行うためには参加資格条件が設定されている。条件を満たさない場合は教育実習を行うことができない。
- ② 「教育実習Ⅰ」（1単位）の事前事後指導は，原則として教育実習を行う年度に履修すること。
- ③ 中学1種と高校1種で必要な実習期間，単位数が異なる。中学1種を取得する場合は3～4週間の教育実習で「教育実習Ⅱ・Ⅲ」（計4単位），高校1種は2週間の教育実習で「教育実習Ⅱ」（2単位）を履修すること。

(2) 教科に関する科目

1) 「教科に関する科目」の履修

- ① 「教科に関する科目」は学科，教科ごとに定められている。
 11. 開講科目一覧表（2）教科に関する科目の所属する学科の該当する教科にしたがって修得すること（所属学科以外の一覧表にある科目を修得しても認められない）。
- ② 「教科に関する科目」は年度によって変更する場合がある。修得した科目が「教科に関する科目」として算入できるか，どの系列に算入されるかは，科目を修得した年度に対応する『教職課程の手引き』で確認すること。
- ③ 「教科に関する科目」の重複履修については各学科の履修上の注意（履修要覧の各学科の頁参照）に基づく。
- ④ 「教科に関する科目」のうち，社会・地理歴史・公民および情報の全学共通科目（教職課程基礎科目）は全学共通科目，他はすべて学科科目として履修登録すること。

2) 自学科で取得できない教科の「教科に関する科目」の履修

- ① 所属学科で定められた教科以外の教科は，自学科で取得できる教科と併せて履修する場合のみ取得できる。
- ② 自学科以外の教科の「教科に関する科目」は他学科生受講可能な科目を開講している学科を一つ選択し，その一覧表のなかの科目から履修すること。但し，英文・英語・比較文化・国際教養学科以外の学生で他教科として「英語」の取得を希望する学生は p.125掲載の科目から履修すること。
- ③ 履修を始める前に，開講学科の承諾を得ておくこと（「英語」，史学科の「地理歴史」を除く）。

(3) 教科又は教職に関する科目

「教科又は教職に関する科目」については下記の表のとおりである。注1～6を参照のこと。

免許状の種類	最低必要単位数	対象となる科目の種類
中学1種 (注1)	8	①「教科に関する科目」(注2) 「教科に関する科目」として定められている最低修得単位数(20単位)を差し引いた余剰単位数を充当することができる。 ②「教科又は教職に関する科目」(教育学科・心理学科所属学生のみ)(注3)
高校1種	14	①「教科に関する科目」(注2) 「教科に関する科目」として定められている最低修得単位数(20単位)を差し引いた余剰単位数を充当することができる。 ②「教職に関する科目」道徳教育の研究(2単位) ③「教職に関する科目」教育実習Ⅲ(2単位) ④「教科又は教職に関する科目」(教育学科・心理学科所属学生のみ)(注3)

注1. 本学では、中学1種免許取得において余剰単位となる「教職に関する科目」を開講していない。

注2. 「教科に関する科目」の重複履修については各学科の履修上の注意にもとづくので、余剰単位の算入の可否もそれに従う。

注3. 「教科又は教職に関する科目」として科目が設置されているのは、教育学科と心理学科のみである。授業科目は11. 開講科目一覧表(3)教科又は教職に関する科目p.133を参照のこと。

注4. 「教職に関する科目」は同一科目の重複履修は認められない。よって重複履修による余剰単位を充てることは認められない。

注5. 本要件に関して、余剰単位を算入する際、科目の分割はできない。

(4) その他の必修科目

その他の必修科目は全学共通科目として履修すること(法学部の憲法を除く)。

1) 「日本国憲法」(2単位)

憲法(科目コード:040001)必修。但し法学部生は憲法(基本的人権)(科目コード:330140)、憲法(統治機構)(科目コード:330160)必修。

2) 「体育」(2単位)

ウエルネスの理論と実践(科目コード:002100)必修。

3) 外国語コミュニケーション(2単位)、情報機器の操作(2単位)

下表にしたがって修得すること。

学部	学科	外国語コミュニケーション
神	神	英語・ラテン語
文	哲	英語・ドイツ語
	教育	英語・ドイツ語・フランス語
	心理	英語
	史	英語
	国文	英語
	英文	ドイツ語・フランス語・中国語・コリア語・イスパニア語・インドネシア語・ロシア語・フィリピン語・ポルトガル語・アラビア語
	ドイツ文	英語
	フランス文	英語
	新聞	英語
	社会	英語・ドイツ語・フランス語・中国語・コリア語・イスパニア語・インドネシア語・ロシア語・フィリピン語・ポルトガル語・アラビア語
	社会福祉	英語

学部	学科	外国語コミュニケーション
総合人間科学	教育	英語・ドイツ語・フランス語
	心理	英語
	社会	英語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・ロシア語・インドネシア語・フィリピン語・ポルトガル語・アラビア語
	社会福祉	英語
法	法律	英語・ドイツ語・フランス語
	国際関係法	英語・ドイツ語・フランス語
	地球環境法	英語・ドイツ語・フランス語
経済	経済	英語
	経営	英語
外国語	英語	ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・ロシア語・インドネシア語・フィリピン語・ポルトガル語・アラビア語
	ドイツ語	英語・フランス語・中国語・韓国語・ロシア語・インドネシア語・フィリピン語・ポルトガル語・アラビア語
	フランス語	英語・ドイツ語・中国語・韓国語・ロシア語・インドネシア語・フィリピン語・ポルトガル語・アラビア語
	スペイン語	英語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・ロシア語・インドネシア語・フィリピン語・ポルトガル語・アラビア語
	ロシア語	英語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・ロシア語・インドネシア語・フィリピン語・ポルトガル語・アラビア語
	ポルトガル語	英語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・ロシア語・インドネシア語・フィリピン語・ポルトガル語・アラビア語
国際教養	国際教養	ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・ロシア語・インドネシア語・フィリピン語・アラビア語
理工	物質生命理工	英語
	機能創造理工	英語
	情報理工	英語

4) 情報機器の操作

情報リテラシー演習 (科目コード: 003100) 必修。